

(別紙)

変更事項の内容

変更前	変更後
<p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 三重県亀山市</p> <p>4. 地域再生計画の目標 亀山市は、三重県の中北部に位置し、平成17年1月11日に亀山市と関町が合併し、新「亀山市」となり、人口46,500人(平成17年4月1日現在、住民基本台帳人口)、面積190.91km²で、市の北西部には鈴鹿の山々が南北に走り、中央部には鈴鹿川(一級河川)が東西に流れ伊勢湾へと注いでいる。 本市は、江戸時代に亀山宿・関宿・坂下宿として賑わい、歴史文化を保存・継承して町並み保存事業(町並み保存普及活用事業、空家・空地活用促進事業等)を活用し、日常生活と観光が調和した町並みを形成する旧東海道の特色あるまちづくりを進めている。このため、恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を共有・活用し、「うるおい」や「ゆとり」が感じられる生活環境を形成するとともに、都市基盤の整備が重要となってきた。 また、農村においては、近年の農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。 これらのことから、本市では、生活排水を処理するために平成6年から市街地で流域関連公共下水道事業を、農村地域で農業集</p>	<p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 亀山市</p> <p>4. 地域再生計画の目標 亀山市は、三重県の中北部に位置し、平成17年1月11日に亀山市と関町が合併し、新「亀山市」となり、人口46,500人(平成17年4月1日現在、住民基本台帳人口)、面積190.91km²で、市の北西部には鈴鹿の山々が南北に走り、中央部には鈴鹿川(一級河川)が東西に流れ伊勢湾へと注いでいる。 本市は、江戸時代に亀山宿・関宿・坂下宿として賑わい、歴史文化を保存・継承して町並み保存事業(町並み保存普及活用事業、空家・空地活用促進事業等)を活用し、日常生活と観光が調和した町並みを形成する旧東海道の特色あるまちづくりを進めている。このため、恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を共有・活用し、「うるおい」や「ゆとり」が感じられる生活環境を形成するとともに、都市基盤の整備が重要となってきた。 また、農村においては、近年の農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。 これらのことから、本市では、生活排水を処理するために平成6年から市街地で流域関連公共下水道事業を、農村地域で農業集</p>

変更前	変更後
<p>落排水事業を展開し、又それ以外の区域においては補助金を交付して浄化槽の整備を促進し環境整備を進めることにより、公共用水域の水質保全や快適で清潔な環境づくり、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を目指している。</p> <p>本市における平成16年度末汚水処理人口普及率は、57.5%まで達しているが、汚水処理施設の整備を推進し、鈴鹿川の貴重な自然資源を維持するとともに、生活環境整備を進めることで、宿場町の清潔な環境づくりや空家の活性促進、老朽家屋のリニューアル、散策拠点施設の整備等の手助けを行い、亀山宿・関宿への観光客の誘致を<u>いっそう</u>図ることとする。</p> <p>(目標) 汚水処理施設の促進(公共下水道と農業集落排水及び浄化槽による汚水処理人口普及率57.5%から75%へ向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>汚水処理施設整備交付金により、市街地を公共下水道(流域関連)で、周辺農村地域を農業集落排水施設で整備を行い、それ以外の区域は浄化槽の設置を推進する。<u>公共下水道で整備する区域は、平成12年6月に下水道法第4条の規定により事業認可を受け、整備を進めている。農業集落排水施設で整備する坂下、市瀬地区は、平成17年4月に事業実施採択を受け、本年度より整備</u></p>	<p>落排水事業を展開し、又それ以外の区域においては補助金を交付して浄化槽の整備を促進し環境整備を進めることにより、公共用水域の水質保全や快適で清潔な環境づくり、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を目指している。</p> <p>本市における平成16年度末汚水処理人口普及率は、57.5%まで達しているが、汚水処理施設の整備を推進し、鈴鹿川の貴重な自然資源を維持するとともに、生活環境整備を進めることで、宿場町の清潔な環境づくりや空家の活性促進、老朽家屋のリニューアル、散策拠点施設の整備等の手助けを行い、亀山宿・関宿への観光客の誘致を<u>一層</u>図ることとする。</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の促進(公共下水道と農業集落排水及び浄化槽による汚水処理人口普及率57.5%から75%へ向上)</p> <p>(目標2) <u>亀山宿・関宿への観光客の増加(18万人から25万人への増加)</u></p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>汚水処理施設整備交付金により、市街地を公共下水道(流域関連)で、周辺農村地域を農業集落排水施設で整備を行い、それ以外の区域は浄化槽の設置を推進する。</p> <p><u>また、町並み保存事業により、関宿伝統的建造物の保存・修理や散策拠点の整備を行うとともに、関宿のまつりや伝統行事である亀山大市等の支援を行う。</u></p>

変更前	変更後												
<p>を行う。</p> <p>5 - 2 法第4章の特例の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体] ・いずれも亀山市</p> <p>[施設の種類] ・流域関連公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽</p> <p>[事業区域]</p> <table border="0"> <tr> <td>・公共下水道</td> <td>関第五処理分区</td> </tr> <tr> <td>・農業集落排水施設</td> <td>坂下地区、市瀬地区</td> </tr> <tr> <td>・浄化槽（個人設置型）</td> <td>公共下水道、農業集落排水施設 で整備する以外の区域</td> </tr> </table>	・公共下水道	関第五処理分区	・農業集落排水施設	坂下地区、市瀬地区	・浄化槽（個人設置型）	公共下水道、農業集落排水施設 で整備する以外の区域	<p>5 - 2 法第4章の特例の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 <u>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。</u></p> <p><u>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</u></p> <p>・公共下水道：平成12年6月に事業認可。 ・農業集落排水施設：平成17年4月に国より事業採択の通知を受けている。</p> <p>[事業主体] ・いずれも亀山市</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）</p> <p>[事業区域]</p> <table border="0"> <tr> <td>・公共下水道</td> <td><u>城跡北部、野村、布気、太岡寺及び関第五処理分区</u></td> </tr> <tr> <td>・農業集落排水施設</td> <td>坂下地区、市瀬地区</td> </tr> <tr> <td>・浄化槽（個人設置型）</td> <td><u>亀山市のうち公共下水道及び農業集落排水施設で整備する以外の区域</u></td> </tr> </table>	・公共下水道	<u>城跡北部、野村、布気、太岡寺及び関第五処理分区</u>	・農業集落排水施設	坂下地区、市瀬地区	・浄化槽（個人設置型）	<u>亀山市のうち公共下水道及び農業集落排水施設で整備する以外の区域</u>
・公共下水道	関第五処理分区												
・農業集落排水施設	坂下地区、市瀬地区												
・浄化槽（個人設置型）	公共下水道、農業集落排水施設 で整備する以外の区域												
・公共下水道	<u>城跡北部、野村、布気、太岡寺及び関第五処理分区</u>												
・農業集落排水施設	坂下地区、市瀬地区												
・浄化槽（個人設置型）	<u>亀山市のうち公共下水道及び農業集落排水施設で整備する以外の区域</u>												

変更前		変更後			
[事業期間]		[事業期間]			
・ 公共下水道	平成 17 年度 ~ 平成 19 年度	・ 公共下水道	平成 17 年度 ~ 21 年度		
・ 農業集落排水施設	平成 17 年度 ~ 平成 19 年度	・ 農業集落排水施設	平成 17 年度 ~ 19 年度		
・ 浄化槽 (個人設置型)	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度	・ 浄化槽 (個人設置型)	平成 17 年度 ~ 21 年度		
[整備量]		[整備量]			
・ 公共下水道	75 ~ <u>200</u> <u>6,220m</u> マンホール形式中継ポンプ <u>4</u> 箇所	・ 公共下水道	75 ~ <u>300</u> <u>33,300m</u> マンホール形式中継ポンプ <u>17</u> 箇所		
・ 農業集落排水施設		・ 農業集落排水施設			
坂下地区	150 840m 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 3箇所	坂下地区	150 840m 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 3箇所		
市瀬地区	150 400m 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 2箇所	市瀬地区	150 400m 処理場 1式 マンホール形式中継ポンプ 2箇所		
・ 浄化槽 (個人設置型)	<u>5人槽</u> 294基 <u>7人槽</u> 444基 <u>10人槽</u> 23基	・ 浄化槽 (個人設置型)	<u>761</u> 基		
年度ごと設置基数 (単位:基)					
	<u>H17</u>	<u>H18</u>	<u>H19</u>	<u>H20</u>	<u>H21</u>
<u>5人槽</u>	<u>34</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
<u>7人槽</u>	<u>44</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>
<u>10人槽</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>

変更前	変更後																																																																												
<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。 公共下水道 <u>関第五処理分区</u>で770人 農業集落排水施設 坂下地区で90人 市瀬地区で90人 浄化槽 2,352人</p> <p>[事業費]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">公共下水道</td> <td style="width: 15%;">事業費</td> <td style="width: 15%;">326,000千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>163,000千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独事業費</td> <td>75,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>事業費</td> <td>392,890千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>196,445千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独事業費</td> <td>30,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽(個人設置型)</td> <td>事業費</td> <td>298,497千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>99,499千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 - 3 その他の事業 町並み保存事業 <u>町並み保存普及活用事業</u> 町並み保存事業を普及啓発するとともに、保存地区の活用に努める。</p>	公共下水道	事業費	326,000千円			(うち、交付金)	163,000千円)			単独事業費	75,000千円		農業集落排水施設	事業費	392,890千円			(うち、交付金)	196,445千円)			単独事業費	30,000千円		浄化槽(個人設置型)	事業費	298,497千円			(うち、交付金)	99,499千円		<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。 公共下水道 <u>城跡北部、野村、布気、太岡寺、関第五処理分区</u>で3,941人 農業集落排水施設 坂下地区で90人 市瀬地区で90人 浄化槽(個人設置型) 2,352人</p> <p>[事業費]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">公共下水道</td> <td style="width: 15%;">事業費</td> <td style="width: 15%;">1,988,000千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>994,000千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独事業費</td> <td>561,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>事業費</td> <td>392,890千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>196,445千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独事業費</td> <td>30,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽(個人設置型)</td> <td>事業費</td> <td>298,497千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>99,499千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>事業費</td> <td>2,679,387千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち、交付金)</td> <td>1,289,944千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独事業費</td> <td>591,000千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 - 3 その他の事業 <u>(1) 町並み保存事業</u> <u>町並み保存普及活用事業</u> 町並み保存事業を普及啓発するとともに、保存地区の活用に努める。</p>	公共下水道	事業費	1,988,000千円			(うち、交付金)	994,000千円)			単独事業費	561,000千円		農業集落排水施設	事業費	392,890千円			(うち、交付金)	196,445千円)			単独事業費	30,000千円		浄化槽(個人設置型)	事業費	298,497千円			(うち、交付金)	99,499千円)		合計	事業費	2,679,387千円			(うち、交付金)	1,289,944千円)			単独事業費	591,000千円	
公共下水道	事業費	326,000千円																																																																											
	(うち、交付金)	163,000千円)																																																																											
	単独事業費	75,000千円																																																																											
農業集落排水施設	事業費	392,890千円																																																																											
	(うち、交付金)	196,445千円)																																																																											
	単独事業費	30,000千円																																																																											
浄化槽(個人設置型)	事業費	298,497千円																																																																											
	(うち、交付金)	99,499千円																																																																											
公共下水道	事業費	1,988,000千円																																																																											
	(うち、交付金)	994,000千円)																																																																											
	単独事業費	561,000千円																																																																											
農業集落排水施設	事業費	392,890千円																																																																											
	(うち、交付金)	196,445千円)																																																																											
	単独事業費	30,000千円																																																																											
浄化槽(個人設置型)	事業費	298,497千円																																																																											
	(うち、交付金)	99,499千円)																																																																											
合計	事業費	2,679,387千円																																																																											
	(うち、交付金)	1,289,944千円)																																																																											
	単独事業費	591,000千円																																																																											

変更前	変更後
<p>関宿町並み保存会や関宿案内ボランティアの会への活動支援を行う。</p> <p>・空家・空地活用促進事業 関宿町並み保存地区内の空家・空地の活用促進を図る。散策拠点施設の整備や老朽家屋の適切なりニューアルの指導。</p> <p>・関宿散策拠点施設管理事業 空家・空地を活用して整備した施設を地区住民の集会や関宿見学者の利便・休憩施設として活用する。</p> <p>・保存修理・修景事業 伝統的建造物の保存修理・修景を行う時に補助を行っている。</p> <p>・関宿まちなみ博物館事業 町並み保存地区内において、個人宅を活用して個人の所有物を展示・公開する場合に、関宿まちなみ博物館として指定し、その活動を支援する。 観光客の一層の誘致を図るため、以下のまつりについてその実施を支援する。</p> <p>・関宿夏まつり 江戸時代の文化年間から続く伝統行事で、山車で大いに賑わう。</p> <p>・関宿街道まつり 宿場大行列、宿場大市など盛り沢山の催しもので、往時の</p>	<p>関宿町並み保存会や関宿案内ボランティアの会への活動支援を行う。</p> <p>__空家・空地活用促進事業 関宿町並み保存地区内の空家・空地の活用促進を図る。散策拠点施設の整備や老朽家屋の適切なりニューアルの指導。</p> <p>__関宿散策拠点施設管理事業 空家・空地を活用して整備した施設を地区住民の集会や関宿見学者の利便・休憩施設として活用する。</p> <p>__保存修理・修景事業 伝統的建造物の保存修理・修景を行う時に補助を行っている。</p> <p>__関宿まちなみ博物館事業 町並み保存地区内において、個人宅を活用して個人の所有物を展示・公開する場合に、関宿まちなみ博物館として指定し、その活動を支援する。 (2)観光客の一層の誘致を図るため、以下のまつりについてその実施を支援する。</p> <p>__関宿夏まつり 江戸時代の文化年間から続く伝統行事で、山車で大いに賑わう。</p> <p>__関宿街道まつり 宿場大行列、宿場大市など盛り沢山の催しもので、往時の</p>

変更前	変更後
<p>賑わいを再現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>納涼大会</u> 昔から夏の風物詩として親しまれている伝統行事である。 ・<u>亀山大市</u> 約120年余り続いている冬の名物行事である。 <p>6. 計画期間 平成17年度～平成21年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、整備区域から汚水処理人口を求め、4に示す数値目標に照らし結果を出す。その結果については、市議会へ報告する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図る。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 <u>該当無し。</u></p>	<p>賑わいを再現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>納涼大会</u> 昔から夏の風物詩として親しまれている伝統行事である。 <u>亀山大市</u> 約120年余り続いている冬の名物行事である。 <p>6. 計画期間 平成17年度～21年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、<u>亀山市</u>において、整備区域から汚水処理人口を求め、4に示す数値目標に照らし結果を出す。その結果については、市議会へ報告する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図る。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 <u>該当なし</u></p>